

プレハブ住宅コーディネーター

Prefabricated Housing Coordinator

2019年度 プレハブ住宅コーディネーター資格 2回目以降更新申請案内

申請者用

プレハブ住宅コーディネーター資格更新について

プレハブ住宅コーディネーター資格2回目以降更新申請は、既に「プレハブ住宅コーディネーター」として認定され、当協会に登録されている有資格者が、その資格を再度更新するためのものです。

申請者に対して審査の上、更新を認める者を「プレハブ住宅コーディネーター」として、再登録いたします。

新Web導入にあたり、有効期間が次の〈資格失効者（更新を行っていない者）〉は、特例措置として会員企業担当者から特例申請を受けた場合、更新申請者として申込みを受け付けます。特例申請方法につきましては、会員企業担当者にお問い合わせください。

《特例措置対象者》

◎有効期限：平成28年（2016年）3月31日～平成31年（2019年）3月31日の者

プレハブ住宅コーディネーター教育テキストについて

住まいづくりに欠かせない知識を得るための「プレハブ住宅コーディネーター教育テキスト」をご購入いただけます。この教育テキストは、第14版として平成31年（2019年）4月に発行されたもので、住宅知識を習得することができ、日常業務でも活用いただける内容になっています。

受講申請方法の変更（Web化）について

本年度の プレハブ住宅コーディネーター（PHC）の2回目以降資格更新申請より、従来のWeb及び書面による手続きから、全て新Webシステムによる申請手続きに変更いたしました。

更新対象者の方には、自社ご担当者から申請登録開始案内メールが配信されます。受信されたメール文にあなたのID・パスワードが記載されています。このID・パスワードを用いて記載のURLからログインして、指定された期日までに申請手続きをお願いいたします。

なお、下記 URL、または、（一社）プレハブ建築協会ホームページの教育委員会、プレハブ住宅コーディネーター資格認定制度企業専用ページからログインして、同じように受講手続きをすることもできます。

受講者一人ひとりに専用ID・パスワードが与えられ、それぞれのマイページがつくられます。受講登録後はいつでもID・パスワードを使ってログインすることができます。

ID・パスワードをお忘れの場合等、ご不明な点がございましたら、受信メールに記載の自社ご担当者までご連絡ください。

また、本年度より、新規資格取得者の初回有効期限に限り、現在の5年から6年に有効期限を延長いたします。これに伴い、救済措置として1回目の資格更新講習会の受講機会も資格取得日から従来の4年目または、5年目の2回の更新機会から、本年度より6年目を増やし、更新機会を3回に変更いたします。

2回目以降更新申請につきましても、救済措置として資格失効者のうち《特例措置対象者》に限り、特例申請書を提出することで更新対象者として申込みを受け付けます。（2019年12月追加）

詳細につきましては、『PHC新Web受講申請システム操作マニュアル』（ログイン後のヘルプページ）をご覧ください。

企業専用ページ ログイン：<https://phc.kyomu.purekyo.or.jp/kyokai/login.php>

2019年4月
（一社）プレハブ建築協会
教育実施委員会

プレハブ住宅コーディネーター資格2回目以降更新申請については、以下の通り実施いたします。

＜申請資格について＞

本申請の対象者は、次の有資格者とします。

(2回目更新対象者)

- (1) 平成25年度(2013年度)又は26年度(2014年度)に行われた更新講習会を受講し更新認定を受け、有効期間満了日が平成32年(2020年)3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願または特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成31年(2019年)(令和元年)3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成30年(2018年)3月31日の者。

(3回目更新対象者)

- (1) 平成26年度(2014年度)に更新(2回目)認定を受け、有効期間満了日が平成32年(2020年)3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願または特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成31年(2019年)(令和元年)3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成30年(2018年)3月31日の者。

(4回目更新対象者)

- (1) 平成26年度(2014年度)に更新(3回目)認定を受け、有効期間満了日が平成32年(2020年)3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願または特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成31年(2019年)(令和元年)3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成30年(2018年)3月31日の者。

(5回目更新対象者)

- (1) 平成26年度(2014年度)に更新(4回目)認定を受け、有効期間満了日が平成32年(2020年)3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願または特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成31年(2019年)(令和元年)3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成30年(2018年)3月31日の者。

＜申込みについて＞

※申請料並びに申込み締め切りは、所属する会社によって異なりますので、所属する会社の担当者からのご案内や指示に従ってください。

1. 申込みの手続きについて

Webシステムによるご案内、申込み等を実施しています。所属する会社の担当者を経由してメールにて受講のご案内がありますので要領に従ってWebシステム上で申込みをお願いします。

※詳細につきましては、『PHC新Web 2回目以降更新手続きシステム操作マニュアル』(ログイン後のヘルプページ)をご参照下さい。

申請者用 : <https://phc.kyomu.purekyo.or.jp/user/login.php>

2. 申請料

3, 300円/人(登録料及び消費税含みます)

＜プレハブ住宅コーディネーター教育テキストの申込について＞

前回更新時から 5 年が経過し、その間住宅環境も大きく変化しております。プレハブ住宅コーディネーター教育テキストは平成 31 年 4 月（2019 年）に第 14 版として発行いたしました。2 回目以後の更新時には講習会はありませんが、最近の住宅知識を習得する手立てとしてご活用いただけますので、ご検討ください。

1 冊につき 2, 200 円（消費税含む）の費用がかかります。

尚、上記教育テキストを希望される場合は、We b システムのテキスト購入フォームに入力してください。

＜認定証の交付について＞

資格認定審査の結果、更新（2 回目以降）の認定者には、新たに認定証を交付致します。

以上